

**（BOX 1）消費税率引き上げと軽減税率導入の影響**

消費税率の引き上げは、①税率の引き上げ前後の駆け込み需要の発生とその反動（異時点間の代替効果）と、②税率上昇による物価上昇に伴う家計の実質可処分所得の減少、という2つの経路を通じて、実体経済に影響を及ぼすと考えられる（BOX図表1(1)）。このうち、①の駆け込み需要と反動の影響は、主として家計支出（個人消費と住宅投資）で発生すると考えているが、設備投資でも簡易課税・免税事業者（個人・零細企業が中心）などにおいて一部発生することを念頭に置いている<sup>37</sup>。

2017年4月の消費増税が成長率に及ぼす影響については、税率の引き上げ幅の違いを踏まえ、2014年4月の増税時の2/3程度にとどまると見積もったうえで<sup>38</sup>、追加的に軽減税率の導入の影響も勘案している。その結果、軽減税率が全く導入されない場合と比べると、①駆け込み需要とその反動、②実質所得の減少効果はともに縮小すると考えられる。この点、①今回軽減税率の対象となる飲食料品や新聞は、非耐久財であり、そもそも駆け込み需要とその反動の規模はかなり限定的とみられる一方、②後述のとおり、軽減税率導入による物価押し下げは、その分だけ家計の実質可処分所得を押し上げる効果を持つと考えられる。こうした点を踏まえると、2017年4月の消費増税が成長率に及ぼす影響は、実質所得の減少効果を中心に、軽減税率が全く導入されない場合と比べ、2017年度のマイナス効果が幾分小さくなると考えられる。具体的には、消費税率引き上げは、2016年度の実質GDP成長率を+

<sup>37</sup> 駆け込み需要が発生している間は、在庫が取り崩され、在庫投資はGDPの押し下げ方向に作用する。また、駆け込み需要の増加の一部は、GDPの控除項目である輸入の増加をもたらす。こうした在庫投資や輸入の動きは、GDP全体の振幅を小さくする方向に働くと考えられる。

<sup>38</sup> 2014年4月の消費増税が成長率に及ぼす影響については、2013年度に駆け込み需要から+0.5%ポイント程度の押し上げ効果があったあと、2014年度には反動減と実質所得減少双方の影響から-1.2%ポイント程度の下押し効果が発生し、2015年度には反動減の影響の剥落に伴う+0.3%ポイント程度の押し上げ効果があると試算される。もっとも、2014年4月の消費増税については、①一部ソフトウェアのサポート期限切れや排ガス規制の強化と重なったことや、②消費増税分を含む価格上昇が、実質所得の減少効果以上に消費者マインドの慎重化を通じて消費を下押しした可能性が高いことも踏まえると、消費増税の影響だけを定量的に取り出すことはかなり難しく、上記試算値は相当の幅をもってみる必要がある。

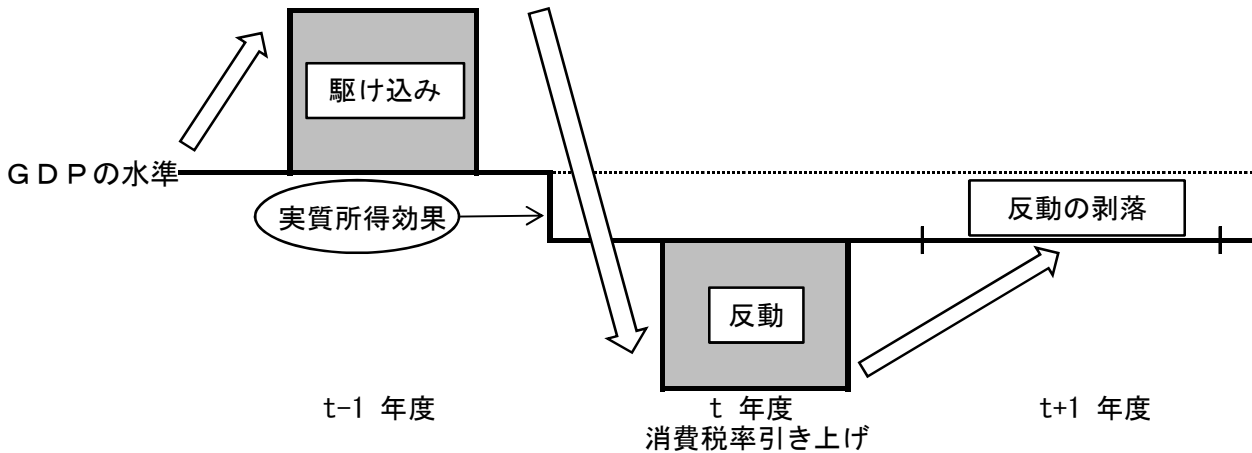
0.3%ポイント程度押し上げる一方、2017年度の実質GDP成長率を-0.7%ポイント程度押し下げると試算される。

2017年4月の消費税率引き上げが消費者物価に及ぼす直接的な影響については、税率引き上げが課税品目にフル転嫁されると仮定して、機械的に算出すると、2017年度の消費者物価の前年比は、除く生鮮食品で+1.0%ポイント、除く生鮮食品・エネルギーで+0.9%ポイント押し上げられる(BOX図表1(2))。これらの物価押し上げ効果を、軽減税率が全く導入されない場合と比べると、除く生鮮食品で-0.3%ポイント、除く生鮮食品・エネルギーで-0.4%ポイント縮小することになる。

## 消費税率引き上げと軽減税率の導入の影響

### （1）実質GDPへの影響

#### ①概念図（実質GDPの水準への影響、矢印は成長率のイメージ）



#### ②年度別にみた影響度の試算

（実質GDP成長率への寄与度、%ポイント）

軽減税率の有無	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
無	0.5	-1.2	0.3	0.3	-0.8
有	/			0.3	-0.7

### （2）物価への影響

#### ①CPI（全国）における適用税率別ウエイトと押し上げ幅

軽減税率の有無	適用税率別ウエイト（%）			増税（8%→10%）による押し上げ幅（前年比、%ポイント）			
	10%	8%	非課税	総合	除く生鮮食品	除く生鮮食品・エネルギー	除く食料・エネルギー
無	72	—	28	1.3	1.3	1.3	1.1
有	52	20	28	1.0	1.0	0.9	1.1

#### ②10%課税とならない分類・品目

軽減税率（8%）を適用	非課税
穀類、魚介類、肉類、乳卵類、野菜・海藻、果物、油脂・調味料、菓子類、調理食品、飲料（酒類を含まない）、新聞代	家賃、診療代、出産入院料、介護料、授業料等（国公立私立授業料、保育料、PTA会費等）、教科書、外国パック旅行、各種保険料、各種取得・手数料（印鑑証明、戸籍抄本、パスポート、自動車免許）

- （注）1. （2）①は、増税分がフル転嫁されると仮定して試算したもの（2010年基準CPI）。  
 2. （2）②で非課税とした分類・品目には、消費税法で定められた非課税取引に該当するものに加え、外国パック旅行（価格の対象となる役務の大部分が国内取引ではない）、PTA会費（対価性がないと考えた）を含めている。